

1. 令和5年第3回郡上市議会定例会議事日程（第6日）

令和5年6月30日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第60号 郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第61号 郡上市税条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第62号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第63号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う郡上市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第67号 財産の取得及び処分について（家畜保護施設ほか2施設）
- 日程7 請願第2号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願書について
- 日程8 議報告第8号 中間報告について（総務常任委員会、産業建設常任委員会、文教民生常任委員会、広報広聴特別委員会の行政視察報告）

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程8まで

日程9 議案第70号 令和5年度郡上市一般会計補正予算（第3号）について

日程10 議発第5号 学校給食費の無償化を国に求める意見書について

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本田 教 治	2番	長岡 文 男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義 久
5番	蓑島 もとみ	6番	三島 一 貴
7番	森藤 文 男	8番	原 喜与美
9番	野田 勝 彦	10番	山川 直 保
11番	田中 やすひさ	12番	森 喜 人
13番	田代 はつ江	14番	兼山 悌 孝
15番	尾村 忠 雄	16番	渡辺 友 三
17番	清水 敏 夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
市長公室長	河 合 保 隆	総 務 部 長	加 藤 光 俊
市長公室付部長	三 輪 幸 司	健康福祉部長	田 口 昌 彦
農林水産部長	田 代 吉 広	商工観光部長	可 児 俊 行
建 設 部 長	小酒井 章 義	環境水道部長	猪 俣 浩 巳
郡上偕楽園長	勝 水 崇 博	教 育 次 長	長 尾 実
会計管理者	中 山 洋	消 防 長	兼 山 幸 泰
郡上市民病院事務局長	藤 田 重 信	国保白鳥病院事務局長	蓑 島 康 史
代表監査委員	大 坪 博 之		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋 藤 貴 代	議会事務局	松 山 由 佳
議会事務局		議会総務課長	
議会総務課	荻 本 恵		
主 任			

◎開議の宣告

○議長（田代はつ江） 改めまして、おはようございます。

議員各位におかれましては、6月12日の開会以来、それぞれ出務、御苦労さまでございます。

いよいよ最終日を迎えることになりました。御審議のほうをよろしく願いいたしたいと思えます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

なお、報道のため撮影を許可していますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（田代はつ江） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員は、15番 尾村忠雄議員、16番 渡辺友三議員を指名いたします。

◎議案第60号から議案第63号までについて（委員長報告・採決）

○議長（田代はつ江） 日程2、議案第60号 郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程5、議案第63号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う郡上市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてまでの4議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました4議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、森藤文男議員。

7番 森藤文男議員。

○7番（森藤文男） おはようございます。総務常任委員会です。よろしく願いをいたします。

令和5年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例3議案につきまして、令和5年6月22日開催の第1回総務常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

議案第60号 郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、人事院が定める新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための

防疫等作業手当の特例（人事院規則）の廃止に伴い、感染症防疫等作業手当に関する規定を廃止するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、感染症防疫等作業手当に対し、交付金等の財源措置はあるのかとの質問があり、同手当を支給した医療機関への補助として、令和2年度に郡上市民病院で新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関医療従事者支援事業費補助金 26 万 1,000 円を受け入れているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第 61 号 郡上市税条例の一部を改正する条例について。

総務部長及び税務課長から、地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定を整理するものであるとの説明を受けました。

市民が納めている森林環境税は市にどれくらい入るのかとの質問があり、県の森林環境税の均等割額は 1,000 円で納税義務者約 2 万 2,600 人分として合計、約 2,260 万円を県に納付するが、令和 5 年度の森林環境税の対象となっている市の 4 事業の事業費約 4,800 万円に対して、県森林環境税は約 4,100 万円を充当しているとの説明がありました。

軽自動車税種別割軽減措置の車両区分の 1、電気自動車・天然ガス自動車（75%軽減）、2、ガソリン・ハイブリッド車（50%軽減）、3、ガソリン・ハイブリッド車（25%軽減）について、それぞれ市内における対象車両台数は何台かとの質問があり、1については、乗用の自家用車で標準税率が 1 万 800 円のところ、2,700 円に軽減されているものが 12 台の登録があり、2と3は今のところ該当がないとの説明がありました。

電動キックボードは課税対象となるのかとの質問があり、現時点で市内には 3 台の登録があり、年間 2,000 円の軽自動車税がかかっている、道路交通法の改正によって、これまでの原動機付自転車と同じナンバープレートから、電動キックボード用の 10 センチメートル角のナンバープレートを取り付けることになるとの説明がありました。

特別徴収による公的年金に係る個人の市民税に森林環境税を追加することだが、これまで非課税であった人にも森林環境税が追加となるのかとの質問があり、市民税には均等割と所得割があり、所得が均等割の課税基準を下回る場合は、森林環境税は課されないとの説明がありました。

県の森林環境税と令和 6 年度から徴収される国の森林環境税の違いが分かりにくい、市民への周知をどのように考えているのかとの質問があり、今年度中に令和 6 年度から均等割の内訳が変更となるが金額は変わらないことを説明する機会を設ける予定としているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第 62 号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について。

消防長から、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の

取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い、所要の規定を整理するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、道の駅明宝の急速充電設備の全出力及び市内にある全出力 200 キロワット以上の設備箇所についての質問があり、道の駅明宝の急速充電設備の全出力は 200 キロワット以上である。また、市内には 50 キロワットを超える急速充電設備はなく、最大で 500 キロワットの設備が岐阜日産自動車株式会社郡上店と東海北陸自動車道下り線瓢ヶ岳パーキングエリアの 2 か所に設置されているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。

令和 5 年 6 月 30 日、郡上市議会議長 田代はつ江様。郡上市議会総務常任委員会委員長 森藤文男。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

続きまして、産業建設常任委員会委員長、三島一貴議員。

6 番 三島一貴議員。

○6 番（三島一貴） 令和 5 年第 3 回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例 1 議案につきまして、令和 5 年 6 月 23 日開催の産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

議案第 63 号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う郡上市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

商工観光部長から、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令の一部改正の施行に伴い、所要の規定を整理するものであるとの説明を受けました。

委員から、地域経済牽引事業とは、市においては具体的にどのようなものであるかとの質問があり、施設建設費、土地購入費等を合計して 1 億円以上の施設が対象である。要件が 3 つあり、地域の特性と活用に沿った事業であること、高い付加価値を創生する事業であること、地域の事業者に対する相当の経済効果が見込まれる事業であること、これらを全て満たす必要があるが、市においては事業が採択されたことはないとの説明がありました。市には、郡上市企業立地促進条例があり、より低い条件で支援できるため、市内事業者はこちらを活用しているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。

令和5年6月30日、郡上市議会議長 田代はつ江様。産業建設常任委員会委員長 三島一貴。
以上です。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第 60 号 郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 60 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第 60 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 61 号 郡上市税条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 61 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第 61 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 62 号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 62 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第 62 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 63 号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う郡上市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 63 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第 63 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第 67 号について(委員長報告・採決)

○議長(田代はつ江) 日程 6、議案第 67 号 財産の取得及び処分について(家畜保護施設ほか 2 施設)を議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、産業建設常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、三島一貴議員。

6 番 三島一貴議員。

○6 番(三島一貴) 令和 5 年第 3 回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されましたその他 1 議案につきまして、令和 5 年 6 月 23 日開催の産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

議案第 67 号 財産の取得及び処分について(家畜保護施設ほか 2 施設)。

農林水産部長から、畜産担い手育成総合整備事業に係り、一般社団法人岐阜県農畜産公社が整備した施設を一時的に市が取得し、明宝の農家に売却するものであるとの説明を受けました。

委員から、事業費の総額について質問があり、総事業費は約6億円の計画であるとの説明がありました。また、土地は私有地か借地かとの質問があり、当該牧場の所有地であるとの説明がありました。

過去に農畜産公社の事業を利用した農家へのフォロー体制等について質問があり、市では獣医師、家畜人工授精師が農家を巡回し指導を行っており、農業簿記指導により農業の状況を把握、指導しているが、今後も巡回する中で業務と並行してフォローを行っていききたい。また、高額な事業費、農家負担があるため、県、市、JA、事業者、税理士により償還計画を立てているとの説明がありました。

国庫事業の場合の固定資産税の取扱いについて質問があり、固定資産税は事業費にかかるのではなく、実際農家が負担した部分にかかるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。

令和5年6月30日、郡上市議会議長 田代はつ江様。産業建設常任委員会委員長 三島一貴。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第67号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎請願第2号について（委員長報告・討論・採決）

○議長（田代はつ江） 日程7、請願第2号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願書についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました請願は、産業建設常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、三島一貴議員。

6番 三島一貴議員。

○6番（三島一貴） 令和5年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました請願1件につきまして、令和5年6月23日開催の産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

請願第2号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願書について。

紹介議員から、インボイス制度の実施の延期を求める理由として、この制度はあまりにも理不尽な制度であり、弱い業者をいじめることになるものである。国税庁がインボイス事業者の登録を促しているが、現在の登録率は24.5%と低く、10月からの導入は少なくとも延期すべきである。主要な税はほとんどが累進制で、法人税等は利益が出なければ納めなくてもよいが、消費税は売上げがある限り、幾ら赤字になったとしても消費税を払わなければならない。多くの経済団体が反対、中止、延期の声明を出しているということの重大さを検討してほしいとの説明がありました。

委員から、1年間のうちに3回も同じ内容の請願が出されるということは、ほとんど例がない。採択されるまでやるというような感じが見受けられるとの意見や、前回の不採択の決定を尊重したいとの意見がありました。

また、様々な分野で細かく導入に当たっての配慮、手当がなされている。新しい制度が始まり戸惑いもあるが、これからの国の成り立ちの上において、これを延期するのではなく、着実に進めていくという思いであるとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で本件は不採択とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和5年6月30日、郡上市議会議長 田代はつ江様。産業建設常任委員会委員長 三島一貴。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、質疑、討論、採決を行います。

請願第2号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願書について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、請願第2号に対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

9番 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） 9番、野田でございます。紹介議員として一言討論させていただきます。

先ほど委員長から報告がありました。この内容の中に、1年間に3回もこういう請願を出して、

前例がない。私も短い議員生活の中で初めてのことであり、最初は中止を求める請願でした。2回目は延期、再び3回目は延期と、こういう請願を3回も出すなんて本当に常識があるんかと思われるかもしれませんが、さほどにこのインボイス制度は重大な問題をはらんでいるというふうに理解をしていただきたいと思います。

その理由は、今読み上げていただいた内容の中にございます。基本的に、こうした大きな期間税制は、いずれの税制も累進制を取っておりますね、所得税も。ところが、消費税は、御承知のように累進制が取れない。今ゆえに国も今まで免税というのを認めてきた。ある意味では、この免税というのは累進制の性格を持っています。ところが、今回、その累進制をやめて、インボイスで全部、一律、80%を課税です。どんなに収入が少ない方でも売上げがあるからには課税します。そんな理不尽なことはいないんです。これがまず第1点です。

そのほかに、あまりにもこれは困ったこと自体だということで、登録、国税庁に登録する人もなかなか増えていかない。そこにありますように、もうかれこれ1年以上はたつんじゃないですかね、これ始まってから。登録が始まってから。24.5%と、これ伸びていかない。中には、最近、事情が分かって登録を取り消す人もある。それくらいの事情なんです。

郡上市というのは、これ見れば小さな一つの自治体ですが、その中でも様々な影響がたくさん出てくる。これは当然想定されます。地域経済に与える値上がりを含めた大きな影響というのは計り知れないのではないのでしょうか。特に、郡上市の場合は零細の事業者の方がたくさんいらっしゃいます。本当に私は困られると思います。こういう事態に目をつぶって、これに乗っかっていくのを私は議会の責任では、責任を問うと言いますが、そう思われても仕方がないのではないのでしょうか。

それから、先ほど最後のほうにいろいろと導入についてのいろんな配慮があると、これも委員会では発言がありましたけど、手当がなされている。新しい制度が始まり戸惑いがある。戸惑いのレベルではありません。これらの国税庁が出してきた様々な手当というのは、結局、非常に困難で理不尽な内容であるがゆえに、その裏返しとして、例えば、簡易税制の延期の措置等、こういう緩和制度が設けられているわけですね。こうやって考えてみると、やはり今、ここで性急に導入する。特に物価がどんどん上がっていく中、今年もたくさんの値上げが予定されているようですが、そんな中で消費税を上げていく。これは新たな消費税増税ですから、時期的にも非常にまずいし、制度上も大きな問題があり、必ずや多くの困った国民が出てくるということを理解していただきたい。その上、今これを導入しなければならぬ緊急の事態はありませんよ。延期するしか私はないと思います。

以上で討論を終わります。皆さん方の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） ただいまは請願に賛成の討論でしたが、請願に反対の討論はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(田代はつ江) 11番 田中やすひさ議員。

○11番(田中やすひさ) それでは、請願に反対する立場で討論をさせていただきます。

税にとって根本的に大切なのは税の信用度であると考えます。信用度を高めるには様々な論点があると思いますが、税には、透明、かつ、正確であることが求められます。

今回、議論となっているインボイス制度導入には、現行の消費税制度が複数税率であることに起因しています。単に仕入れて売るだけでも複数の税率が混在すると正確な税務処理が難しくなります。加工のプロセスや様々な素材の組み合わせが加わると、さらに複雑になります。

また、インボイスを使わずに複数の適用税率を区分し、正確な納税額を算出するにはミスを誘発してしまいます。何が公正な税であるかは様々な御意見があろうかと思えます。私も含め、自分たちの考えだけが唯一絶対の公正さであると考えるのは、民主主義的な姿勢とは言えません。

ただ、複数税率化にあつて、税の透明性、正確性を確保し、税の信用度を担保するシステムの問題としてインボイス制度が有用であるというのは、多くの方が御理解くださることかと思えます。

一方、インボイス制度の導入が決定されてから、様々な懸念の声があることは承知をしています。そこで政府も様々な措置を講じています。

例えば、本来、適切な消費税計算をするためには、取引金額の大小にかかわらず、インボイスの保存が求められます。しかし、中小事業者の事務負担軽減を図るために、一定規模以下の事業者の場合、税込み1万円未満の課税仕入れについては、インボイスの保存がなくとも一定の帳簿を保存することで仕入税額控除を認める方針が示されています。

また、免税事業者と取引がある課税事業者の急激な負担を軽減するため、免税事業者からの取引について、6年間の仕入税額控除の閉鎖措置が設けられています。

その他様々な措置がありますが、これは税の透明性や正確性を高めることを原則として大事にし、その上で急激な変化や負担を緩和していくというものであり、基本的な姿勢であり、また王道の姿勢であると思えます。

また、経済政策とは、税のみでもなければ、ましてやインボイス制度のみではありません。政府は骨太の方針を決定し、物価高騰の対応を含めた分厚い中間層の復活や、グリーン産業への民間投資の促進を目指す、未来への投資の拡大などを示されています。

また、経済政策、マクロ経済政策の中で議論を一つの論点に狭めて考えるのではなく、全体の中でその論点を捉えていく必要があります。そういう意味で、私たち現場に最も近い地方議会として今後なすべきことは、原理原則を大切にしながら、インボイス制度導入により様々な課題が生じれば、それを把握し、国に届けていくことであろうと思えます。地域経済の状況を見ながら、議会が提案、制定した、みんなでやрмаいか!郡上の元気・やる気条例の趣旨にのっとり、政策提言やそ

の実態を地域行政に届けていくことにあるかと思えます。誰もが税を払いたくないというのは当然のことであろうと思えます。

ただ、日本人の痛税感は、高負担で知られる北欧諸国より大きいことが知られています。これは、使い方への不満、使い方を決めている政治への不満とも言い換えることができるかもしれません。そのことを念頭に置き、私たちは襟を正しながら、誠実に税の信用度、政治の信用度を高めるために努力をせねばならないと思えます。インボイスの必要性は先ほど述べたとおりであります。必要なものは必要であると述べるのが誠実な姿勢であると私は感じます。

今回でインボイス制度に関する請願は3回目となります。産業建設常任委員会として、再三、議論し、全会一致で出した結論であります。議員の皆様には、ぜひ御賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（田代はつ江） そのほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

請願第2号に対する委員長の報告は、原案を不採択とするものであります。請願第2号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（田代はつ江） 起立少数でありますので、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

◎議報告第8号について（報告）

○議長（田代はつ江） 日程8、議報告第8号 中間報告について（総務常任委員会、産業建設常任委員会、文教民生常任委員会、広報広聴特別委員会の行政視察報告）を議題といたします。

会議規則第45条第2項の規定により、各委員会から行政視察報告書が別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しをいただき、報告に代えます。

○議長（田代はつ江） ここで、日程の追加を行いたいと思えます。

お諮りいたします。議案第70号 令和5年度郡上市一般会計補正予算（第3号）について及び議発第5号 学校給食費の無償化を国に求める意見書についての2議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第70号及び議発第5号の2議案を日程に追加することに決定いたしました。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

◎議案第 70 号について（提案説明・採決）

○議長（田代はつ江） ただいま日程に追加しました日程 9、議案第 70 号 令和 5 年度郡上市一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 議案第 70 号 令和 5 年度郡上市一般会計補正予算（第 3 号）について。

表記について、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 30 日提出、郡上市長 日置敏明。

予算書の 1 ページをおめくりください。

令和 5 年度郡上市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 444 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 292 億 4,183 万 6,000 円とする。

補正内容を説明しますので、事業概要説明一覧表の 3 ページを御覧ください。

歳入でございます。

歳入は、財政調整基金繰入金で 444 万 3,000 円でございます。

ページ、改めまして 4 ページです。

歳出です。

観光費で、日本一のおどりのまち郡上推進事業に 444 万 3,000 円の補正です。

今回の補正につきましては、来る 7 月 15 日に開幕いたします、郡上おどりの発祥祭を実施するに当たりまして、4 年ぶりの通常開催にあることからその機運の高揚を図り、また、ユネスコ無形文化遺産登録を記念するためのセレモニー開催等に伴う補正でございます。

内容は、おどり屋形や発祥祭会場内、また、おどり開催地区内の装飾費用などとして、記載の金額を計上いたしました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（田代はつ江） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 70 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第 70 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第 70 号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第 70 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議発第 5 号について(議案朗読・提案説明・採決)

○議長(田代はつ江) 日程 10、議発第 5 号 学校給食費の無償化を国に求める意見書についてを議題といたします。

まず、事務局に朗読していただきます。

齋藤事務局長。

○議会事務局長(齋藤貴代) 議発第 5 号 学校給食費の無償化を国に求める意見書について。

表記について、地方自治法第 99 条及び郡上市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

令和 5 年 6 月 30 日提出、提出者、郡上市議会文教民生常任委員会委員長 長岡文男。郡上市議会議長 田代はつ江様。

提案理由でございます。物価の高等などが子育て世帯の家計に打撃を与えていることから、全国の自治体において独自で学校給食費の無償化を行う動きが広がっているが、公教育の機会均等の立場からも、居住する地域により教育負担に格差が生じないよう、国の責任において学校給食費無償化のための財政措置を講じるよう国に求めるため。

次のページを御覧ください。

学校給食費の無償化を国に求める意見書(案)。

国は、日本国憲法第 26 条において、義務教育は、これを無償とすると定め、教育基本法第 5 条及び学校教育法第 6 条においても、それぞれ義務教育の無償化を定めているが、学校給食費については、学校給食法第 11 条において保護者の負担と定めている。

しかし、近年、新型コロナウイルス感染症及びロシアによるウクライナ侵攻などにより世界情勢は混迷を極めており、エネルギー価格や食料品をはじめとする生活関連物価の高騰が子育て世帯の

家計を直撃していることから、全国の自治体で学校給食の食材費の補助や給食費の無償化を独自で行う動きが広がっている。

学校給食運営に係る経費等に加え、食材費までも自治体が負担することにより、将来にわたり財政運営を逼迫するおそれがあるだけでなく、近隣自治体間で学校給食費の保護者負担に格差が生じることも懸念される。公教育の機会均等の立場からも、居住する地域によって教育負担に著しい格差を生じさせることなく、国民の負担が増えないよう配慮した上で、小中学校での学校給食の無償化をすることが求められている。子どもたちの健全な食生活の確立のため、また、健やかな発達を保障するためにも、保護者負担原則を定める学校給食法の見直しを行い、自治体間で格差が生じることのないよう国の責任において財政措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月30日、岐阜県郡上市議会。

提出先は御覧のとおりとなります。

よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） それでは、ここで提出者の説明を求めます。

2番 長岡文男議員。

○2番（長岡文男） それでは、提出につきましての説明を行いたいと思います。

まず、新型コロナウイルス感染症の拡大でありますとか、あと、ウクライナ侵攻のそうした問題等によりまして、経済的な影響が長期に及んでいる現状がございます。そんな中で物価が高騰し、さらに、家計が圧迫されている状況下でございます。そうした状況下におきまして、子育て世帯の支援を拡充として、給食費の無償化というのは大きな意味を持つものではないかというふうに考えております。

本市におきますところの給食費の滞納等の状況を見させていただきました。令和4年度で、4年度末、経済的理由等により学校給食費の支払いができなかった、滞納世帯数は延べ251件、世帯。過年度を含めました滞納額も986万7,148円というような状況になっておりました。

学校給食法では、学校給食は児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものとされておるわけであります。

また、全国的に子どもの貧困問題が広がる中、学校給食が適切な栄養の接種による健康の保持増進を図る、そういった役割もでございます。その意義は、極めて大きく、教科の学習などと同じように、学校教育の大きな柱となっているところであります。

コロナ禍により自治体の財政力は厳しく、無償化の実施が困難な自治体が多いわけであります。無償化を全ての学校で実現していくためには、国の関与が必要であります。よって、国会及び政府

が早急に学校給食の全国一律の無償化の実現に取り組むように強く要請をしていくための意見書で
ございます。

そうした趣旨で、こういったものを文教民生常任委員会各委員の同意も受けながら、今回提出を
させていただいております。議員各位の御賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（田代はつ江） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議発第5号につきましては、会議規則第37条第2項の規定によ
り、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議発第5号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議発第5号は原案のとおり可とすること
に決定いたしました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

◎市長挨拶

○議長（田代はつ江） ここで、市長から御挨拶を頂きます。

日置市長。

○市長（日置敏明） 令和5年第3回郡上市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げ
ます。

議会におかれましては、去る6月12日月曜日開催以来、本日6月30日金曜日に至るまでの19
日間にわたり、終始、慎重かつ御熱心に御審議をいただきました。

令和5年度の補正予算や条例改正並びに本日追加提案をいたしました補正予算案に至る多くの議
案について御議決を頂き、誠にありがとうございました。

それぞれの施策、制度の適切な執行に努めるとともに、審議の過程で頂きました数々の御意見、
御提案につきましては、市政運営上、それらを踏まえてまいりたいと存じます。

いよいよ来週からは各おどりの発祥祭を皮切りに、郡上の暑い夏が始まります。おどりはもとよ
り、鮎の友釣りやキャンプ、スポーツ合宿等、市内外の皆様に安心して郡上を満喫していただける
よう、関係の皆様と連携して受入れ体制を整えてまいります。

また、花火大会や地域の夏祭り等、数年ぶりに再会される祭事もあることと思いますが、遺漏のない準備に留意しながら、地域の活性化に向け、大いに盛り上げていきたいと考えております。

一方で、この時期は大雨が懸念され、6月初旬に発生しました梅雨前線及び台風2号による静岡県や愛知県等での被害は記憶に新しいところであります。市内全域の防災対策を徹底し、安全安心な市民生活を確保するよう万全を期してまいります。

結びに、議員の皆様方におかれましては、暑さも厳しさを増す中、健康には十分留意していただきながら、ますますの御活躍をされますよう祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

令和5年6月30日、郡上市長 日置敏明。

ありがとうございます。

◎議長挨拶

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

令和5年第3回郡上市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類に移行後、初めての本会議開催となりましたが、各自感染防止対策に努めていただきながら、6月12日から本日まで19日間にわたり、条例の改正をはじめ、追加補正予算を含む補正予算など、市政の諸案件につきまして、極めて慎重に御審議いただき、全議案を滞りなく議了することができました。これもひとえに議員各位の御協力によるものと深く感謝申し上げます。

また、市長はじめ、執行部の各位におかれましては、常に真摯な態度を持って審議に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

今定例会を通じ、議員各位から審議の過程や一般質問で述べられました意見、要望につきましては、今後の市政の執行に十分反映されますようお願い申し上げます。

代表監査委員におかれましては、本会議へ御出席いただき、誠にありがとうございました。

議員各位並びに執行部におかれましては、引き続き健康には十分御留意され、ますますの御活躍を御祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（田代はつ江） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和5年第3回郡上市議会定例会を閉会といたします。

大変に御苦労さまでございました。

(午前10時19分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 田代 はつ江

郡上市議会議員 尾村 忠雄

郡上市議会議員 渡辺 友三

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員